

事前提出書類の記載上の注意について

I 「施設表・1日平均患者数」と「令和元年度・月別患者数明細表」の記載について

「施設表」については、基本的には別添作成要領に基づき記載をお願いしますが、医療法第21条及び医療法施行規則第19条に基づく医療従事者の標準数（法定人員）は、「施設表」及び「令和元年度・月別患者数明細表」の1日平均患者数を基に算出しますので、特に次の点に注意してください。

- ◎ 「施設表・1日平均患者数」及び「令和元年度・月別患者数明細表」は、**令和元年度(1年間)の診療科目及び病床種別ごとの患者数を基に以下の手順で積算して作成してください。**
また、日帰り人間ドック、健康診断及び看護訪問の受診者数は外来患者数に、泊まりの人間ドック受診者数は入院患者数に含まれますので御留意願います。
ただし、訪問看護ステーションを設置して訪問看護を行っている場合は患者数に含めず、訪問看護ステーションの職員も当該病院の職員に含めないでください。

1 施設表(8)―1「1日平均患者数」

- ①病床種別ごとに当該年度の患者延数を算出し、366（令和元年度実日数）で除した数値を小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで記載する。
②総計は、①で算出した各病床種別の1日平均患者数を単純に合計する。

2 施設表(11)「1日平均外来患者数」

外来については、実外来診療日数でそれぞれ除した数値を小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで記載する。

3 令和元年度・月別患者数明細表

- ①表の区分（a～f、i、j～l欄）に各月の患者延数を記載し、g、h、m欄にそれぞれの合計数を記載する。
②「A. 1日平均患者数」欄は、a～mのそれぞれの延べ数合計をa～iは366で、j～mは実外来診療日数で除した数値を小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで記載する。

II 「施設表」のその他の欄について

- ①施設表(8)-2「1日平均入院新生児数欄」は、当該年度の入院新生児延数を366で除した数を小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで記載する。
②施設表(10)「診療科名」は、標榜している診療科名に○を記載する（保健所に届け出ているとおりか確認すること。また、公立病院については、条例どおりか確認すること）。
③施設表(13)「1日平均外来患者に係る取扱院内処方せん数」は、当該年度の外來患者に係る取扱院内処方せんの延数（「医薬関係調査票」2処方せん数関係a欄の合計と一致する）

を実外来診療日数（「令和元年度・月別患者数明細表」の外来診療日数の合計）で除した数を小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで記載する。

なお、「外来患者に係る取扱院内処方せん」とは、院内調剤所で外来患者用の薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その名称の如何を問わない。

- ④施設表(14)「従業者数」における非常勤の常勤換算については、別紙「常勤医師等の取扱いについて（非常勤医師の常勤換算等について）」を参照して計算する。なお、11番以降の職種については勤務形態（実際の勤務時間）の記載は必要ない。
- ⑤施設表(15)「設備概要」について、「有・無」の欄は、該当する方を○で囲み、「室・床数等」の欄に「室・㎡・床」と表示されている場合は当該数値を記載する。
- ⑥施設表(16)「業務委託」については、「有（全部）」「有（一部）」「無」のいずれかを記載し、業務委託をしている場合は、委託先業者名を記載する。なお、検査当日は委託契約書及び「医療法施行規則に適合している業者であることを確認できる書類」を用意してください。

Ⅲ 医療従事者名簿について

- ①各名簿用紙に記載されている注意事項（※印）に従って記載する。
- ②可能な限り事前提出書類作成日の属する月の1日現在で作成する。

Ⅳ 看護関係調査票について

当調査票は、全て令和2年6月1日現在で作成すること。施設表(14)「従業者数」と合わなく
て構いません。

Ⅴ 医薬関係調査票について

「2処方せん数関係」は、令和元年度の処方せん発行数を月別、院内・院外別に記載する。